

長浜市国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

長浜市高月町東阿閉及び高月町西阿閉の各一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 11 月 25 日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 地図及び簿冊の名称 長浜市高月町東阿閉及び高月町西阿閉の各一部の地籍図及び地籍簿
- 2 閲覧期間 令和 7 年 11 月 26 日から令和 7 年 12 月 16 日まで 21 日間
- 3 閲覧場所 長浜市都市建設部建設監理課
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、閲覧期間中の毎日午前 9 時から午後 4 時 45 分までの間とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。